

スタービーアマチュアボクシングスクール 会員規約

本規約は、スタービーアマチュアボクシングスクール(以下「当スクール」)の会員等に関する事項を定めるものです。
(以下「本規約」といいます。)

第1章 会員・入会資格について

会員とは、当スクールへの入会を申し込み、当スクールがこれを承認した方をいいます。

以下の方は当スクールへ入会はできません。

- ・本規約・諸規則を遵守できない方
- ・刺青及びタトゥーがある方
- ・暴力団、暴力団関係企業等、これらに準ずる反社会的勢力に関係する方
- ・医師等により運動を禁じられており、当スクールの利用に支障がある方 (注意すべき持病のある方は、入会申し込み前にご相談ください。)
- ・妊娠中の方
- ・当スクールの、他の会員の利用に支障をきたす方
- ・そのほか当スクールが不相当と判断した方

第2章 入会手続きについて

会員は入会申込書・口座振替依頼書(福岡銀行)の提出、また入会金・および最初の2ヶ月分の月会費の支払い(現金)をもって入会とします。(入会月は月会費を日割り計算します)

口座振替手続き完了後は、指定口座から毎月26日(休日の場合は翌営業日)に翌月分として月会費+振替手数料を引落しします。

残高不足、その他不備等により引落しができなかった場合は、速やかにお支払いをお願いします。

入会と同時にスポーツ安全保険への加入を義務付けています。(毎年度ごとの更新)スクール内での怪我やスクールまでの往復時の事故についても、補償の対象になる場合があります。速やかにご報告・ご相談ください。

第3章 各種届け出について

休会、コース変更

休会またはコース変更をご希望の場合は、変更希望月の、前月20日までに申し出ください。(電話・メール等可)

休会は在籍料として、月会費の30%を徴収させていただきます。連絡がない場合のお休みは月会費を徴収いたします。

また、ご希望コースが満員の場合、欠員が出るまでコース変更できない場合もあります。

退会手続き

ご都合により退会される場合は、利用終了月の20日までに、当スクール所定の「退会届」を提出し、退会手続きをとるものとします。(都合により退会届の提出が困難な時は、電話・メール等にて直接会員の意思確認がとれた場合のみ、スクールが代筆して退会届を受理することを可能とします。)期日以降の手続きは、翌月末の退会となりますのでご注意ください。月途中の退会(日割りによる返金)はお受け付けできませんので、予めご了承ください。退会後の再入会については、入会金を改めて徴収いたします。

その他の変更

住所・氏名・連絡先・銀行口座等、入会時より届出事項に変更があった場合は速やかに申し出ください。(電話・メール等)

第4章 当スクールの利用について

会員は、自己の責任と危険負担において、当スクールを利用するものとします。

会員は、自らの健康を管理して、良好な健康状態で、当スクールを利用するものとします。

レッスン参加の際は、出席簿にお名前をご記入ください。

振替をご希望の場合は、電話もしくはメール等にてご連絡ください。

休館日は基本的に日曜日・第五曜日となります。詳しくは月初にホームページの練習カレンダーをご確認ください。大会・遠征の事情によりレッスン日を急遽変更させていただく場合もあります。

施設内は禁煙となっております。

施設内での飲食・酒気を帯びた状態での当スクールの利用はご遠慮ください。

施錠できるロッカーはございません。財布などの貴重品、身の回り品は各自の責任において管理願います。

施設内は常に清潔を保つように心がけ、他の会員の迷惑になるような行為はご遠慮ください。

レッスン中、健康状態がすぐれない場合は、速やかにレッスンを中止しスタッフにお申し出ください。

当スクールにおいて、忘れ物や落とし物があつた場合は、1ヶ月間保管したのち処分いたします。(衛生上問題のあるものと判断した場合は保管期間を待たず処分いたします。)

第5章 スクールの責任等について

会員が当スクールの施設利用中・活動中に発生した盗難・怪我等の事件・事故について、当スクールは一切責任を負いません。会員が当スクールの設備又は、備品等を破損・紛失させたときは、当スクールに対し補修、取り替え等の実費ならびにそのほか休業損害等を賠償するものとします。

第6章 個人情報について

会員は、入会手続きおよび施設利用に際して、会員情報を正しく申告し、変更が生じた場合は速やかに変更内容を申告するものとします。

当スクールは、会員情報を当スクールの個人情報保護方針に従い適切に利用・管理する他、会員が当施設で事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院等に開示することができるものとします。

当スクールは、会員から申告された会員情報に基づいて対応するものとし、会員が情報を正しく申告しなかったことに起因して生じた不利益について、当スクールは責任を負わないものとします。

第7章 除名処分について

会員が連続して2ヶ月以上会費の支払いを滞納し、連絡が取れない場合は、除名とさせていただきます。

ただし未納入分の月会費等は全額支払うものとします。

本規約に違反する者、当スクールの施設等を故意に破損、また運営を妨害した場合や、当スクールの名誉・信用を傷つけ秩序を乱した場合は、会員として相応しくないと判断し除名処分とします。

第8章 本規約および諸規則の改定

当スクールは、自らの判断に従い、本規約・諸規則を改定することができるものとします。

改定の際は、改定する旨、改訂後の内容、およびその効力発生時期を告知するものとします。

告知方法としては、施設内掲示、郵送、配布等その都度判断する手段により告知いたします。なお、会員が申告した当該住所に到達しなかったことについて、当スクールは責任を負わないものとします。

以上

2009年5月11日制定・施行

2020年2月1日改定